

# 預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年7月16日

石川たばこ信用組合

金融整理管財人 西 徹 夫



金融整理管財人 若 林 幸 治



## 第1 はじめに

石川たばこ信用組合（以下「当組合」という）は、平成14年1月25日、預金保険法第74条第5項に基づき、「業務もしくは財産の状況に照らし、預金等の払戻しを停止するおそれがある」として金融庁へ経営破綻を申出、同日金融整理管財人の管理下に入ることを命ぜられました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯につき調査し、平成14年5月14日に報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追求に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

## 第2 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

### 1 はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事またはこれらのものであった者に対する責任追及を行なうことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人2名及び金融整理管財人補佐人1名を当て「経営責任調査委員会」を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換をいたしながら、法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりました。

### 2 刑事責任追及について

金融整理管財人は、預金保険機構等の協力を得ながら「経営責任調査委員会」において、当組合における旧経営陣の不法行為の有無について、有価証券による余資運用の内容調査、不良債権となった融資案件の調査、決算処理の内容調査をしたほか、役職員への事情聴取をおこなうなど可能な限り調査しましたが、現在までのところ明らかに訴追すべきと断定し得る不法行為は見られませんでした。

### 3 民事責任追及について

#### (1) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

有価証券運用については、第一に、当組合の破綻を表面化させた相当量に及ぶアルゼンチン債等の外国債の購入や株式投資等に格別の視点をあて、損害賠

償責任に結びつくような個別・具体的法令違反が認められるかどうかを調査し、次に、これらの購入を決定した背景を明らかにするために、当時の当組合の実質的な財政状況の調査をおこない、違法行為の存在の有無の検討をおこなうこととしました。

次に、個々の融資について、貸倒償却や引当を要するに至った大口融資先を中心に、その融資行為に損害賠償責任に結びつくような個別・具体的法令違反がみとめられるかどうかを調査し、その他、役員や役員の親族企業に対する情実的な融資の有無についても調査いたしました。

## (2) 調査結果

### ① 余資運用に関する調査結果

当組合は、従前から預貸率が40%台と低位から脱却することができないまま推移し、ここ数年は特に貸出金の伸び悩みが顕著で、必然的に収益を確保するため有価証券投資による運用益に頼る比重が大きくなってきました。

低金利状況の中で一定の収益を得るために、次第に投資信託や株式相場関連取引の運用が増加し、昨年後半に至って相場の急落を受け、投資銘柄の大幅な評価損を被ることになったものです。

加えて以前から投資していた外国債券のうち、アルゼンチン国債の大幅な評価下落が加わって、平成13年12月末時点で計7億円の有価証券評価損を計上せざるを得ない事態となりました。

### ② 不良債権を発生させた融資案件に関する調査結果

融資案件については、融資審査に際し、総じて債務者や保証人につき旧知の間柄などの事情もあって、債務者からの申出を聴取するのみで、債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済原資の確認等、詳細かつ慎重な確認がなされておらず、融資にあたっての基本的な管理体制が疎漏し、債務者の業況等の実態把握が不十分であるばかりか、担保保全においても徴求及び評価等に明確な基準がなく、担保の査定の甘さから多額の保全不足が発生しているなど幾多の問題点が見受けられました。

## (3) 調査結果に基づく検討

### ① 余資運用について

総資金の約7割を占める余資を安全かつ有利に運用することは、当組合に

とって極めて重要な経営課題であったと思われませんが、業務執行の意思決定機関である理事会において、これらの経営課題について十分な審議をし、確たる有価証券の運用指針が決定された形跡がありません。

有価証券運用に関する一定の基準も設けられていないなかで、収益を確保するため理事長の了解をとりつつ、運用担当責任者である専務理事が、高利潤見込の外国債や投資信託、株式関連取引を次第に拡大させてきたものと思われませんが、当時における代表理事の意思及び行為に敢えて当組合の損失招来を企図することは勿論、損失招来に過失、不注意が存したとは断定できず、現在までのところ、旧経営陣に法的責任を追及するまでには至っておりません。

## ② 不良債権を発生させた融資案件について

過去10年内における大口不良債権を中心に、稟議書や附属書類等により融資審査の実態を調査するとともに、人的担保、物的担保の保全状況の推移等を調査した結果、融資審査において債務者の業況等の実態把握が不十分で、基本的な審査体制が確立しておらず、保全面においても貸出実行当初から保全不足がありと窺うに足りる例が少なくないことを摘示しなければなりません。

このような融資審査の甘さや貸出金の事後管理の未熟さが、当組合の破綻を招来した要因の一つには違いないものの、かと申して、現在までの調査では直接かつ密接な因果関係が存すると判断するに足るような確たる証拠書類もなく、業務遂行に携わった役員にその法的責任を追及するまでには至っておりません。

## ③ 一般的な善管注意義務違反、忠実義務違反について

上述のとおり、余資運用や個々の融資案件において現時点では直ちに損害賠償に結びつくような個別・具体的法令違反が認められないことから、当組合と旧経営陣との間の委任契約に基づく善管注意義務あるいは忠実義務の違反（中企法第38条の2、中企法第42条、商法第254条の3）を理由とした損害賠償の請求が可能かどうかを検討する必要がありますが、現時点での調査結果からは必要かつ必然的にそう判断されるに至っていない次第であります。

### 第3 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

旧経営陣に対する損害賠償請求等につき、現時点において責任追及に踏み切るまでに至りませんでした。今後、株式会社整理回収機構による調査等によって新たな事実が判明する可能性もあることから、同社において引続き責任追及が行い得るよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権を同社に譲渡する予定であります。